

新年あけまして おめでと〜ございませす

市民の皆様におかれましては、輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、旧年中におきましては、市政への温かいご支援とご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

今年が平成の歴史に幕がおり、新しい元号の時代が始まる節目の年であります。移り変わる歴史の中で、わがまち富士見市もさらなる発展を続けるために、市長として決意を新たに、身の引き締まる思いがいたします。

さて、第5次基本構想後期基本計画もまもなく2年が経過し、4年の計画期間の折り返しを迎えます。これまで蒔いてきた施策の希望の種が芽を出し、皆様のご協力をいただき着実に成長しております。今年も、第5次基本構想の総仕上げとともに、第6次基本構想につなげていく重要な年となります。私は希望の芽を太い幹に育て、大きな実がなるよう、主に次の施策を推進してまいります。

まちの発展と活気や賑わいを創出するため、市役所周辺や水谷柳瀬川地域の土地利用の協議を進め、トップセールスで企業誘致に取り組んでまいります。

子ども未来応援基金を活用して子ども食堂や貧困に対するさまざまな支援を行い、また、地域や関係団体と連携して子どもと若者の居場所づくりに取り組めます。

子どもの教育については、家庭学習応援事業や特色ある子ども大学のほか、さらなる子どもの学びの充実を図ってまいります。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、本市と姉妹都市を締結しているシャバツ市との交流を生かし、セルビア共和国の事前キャンプ地の誘致に向けた取組みを進めてまいります。

そのほかにも福祉施策の充実や健康づくりの推進、市民の安全を守る防災・防犯、水害対策にも取り組むとともに、本市の強みを生かしたシティブロモーションを戦略的に行い、選ばれたまちづくりを推進いたします。

そして、私たちが暮らす富士見市がいつまでも輝かしい発展を続けていけるよう、全身全霊で市政運営に取り組んでまいりますので、本年も引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、新しい年が市民の皆様にとりまして、素晴らしい年となりますよう心からご祈念申し上げます。新年のあいさつとさせていただきます。



富士見市長 星野 光弘



高校・大学などの入学に係る利子補給制度

高校、専修学校、専門学校、短期大学および大学へ入学する方の保護者で、日本政策金融公庫の教育一般貸付(入学資金)を受けた方に対し、返済利子の一部または全部を助成します。

申請／随時受付
※入学後の申請は、利子補給金の一部が対象とならない場合があります。

対象／市内在住で市税を滞納していない方

利子補給対象額／融資額のうち70万円を限度とする
利子補給期間／5年を限度とする
申込み・問合せ／教育政策課 ☎612

入学資金として国の教育ローンをご利用の方は、利子補給が受けられます。



日本政策金融公庫の教育一般貸付

高校、大学などに入学または在学するお子さんのいる家庭を対象とした国の教育ローンです。

融資額

学生・生徒1人につき350万円以内

返済期間／15年以内

問合せ

日本政策金融公庫川越支店(申込相談)

☎049-246-4171

教育ローンコールセンター(ナビダイヤル)

☎0570-0008656

ふじみを歩こう！2018 第3弾 鶴瀬西～西みずほ台を歩くコース

問合せ/健康増進センター ☎049-252-3771

- ①鶴瀬西交流センター → ②唐沢公園 → ③針ヶ谷氷川神社 → ④針ヶ谷コミュニティセンター → ⑤栗谷津公園 → ⑥江川プロムナード → ⑦鶴瀬西交流センター (協力：クラゲミズバシヨウ)

ウォーキングコース1周
約7km(2時間)
約10,000歩

①⑦鶴瀬西交流センター



つるせ西ゆうゆうの丘公園



②唐沢公園
この地にあった雑木林の一部が残っています。ナラやクヌギなどの木々の木陰で休憩できます。約2,700歩(約2km)

⑥江川プロムナード
せせらぎの音を聞きながら、ウォーキング。かわいい動物のモニュメントが見られます。



⑥



クラゲミズバシヨウの皆さん

みずほ台駅

⑤栗谷津公園
湧き水の中でコイが泳いでいます。約5,700歩(4.1km)



③針ヶ谷氷川神社

④針ヶ谷コミュニティセンター

4

新しいウォーキングコースの紹介です。
今回は鶴瀬西交流センター発着のコースです。
順番を変えて、自宅近くから始めるのもいい
ですね！
楽しみながらふじみを歩いてみませんか。



叙勲受章おめでとうございます

～第31回危険業務従事者叙勲～

公共に対する長年の功績や特定の分野における業績を称えられ、市内では次の方々が榮譽に輝かれました。



わたなべ としはる
渡邊 敏春さん
元警視庁警部

瑞宝単光章(警察功労)



こくろ ひでつく
小暮 秀嗣さん
元東京消防庁消防正監

瑞宝双光章(消防功労)



すずき のぶゆき
鈴木 信幸さん
元警視庁警視

瑞宝双光章(警察功労)



いがらし おさむ
五十嵐 治さん
元警視庁警部補

瑞宝単光章(警察功労)



みやはら ただし
宮原 正さん
元警視庁警部補

瑞宝単光章(警察功労)



しおざわ じゅんいち
塩澤 純一さん
元警視庁警部補

瑞宝単光章(警察功労)



町会長・副町会長の改選

問合せ/協働推進課 ☎256

町会長・副町会長の任期が平成31年3月31日で満了し、改選となります。

町会長・副町会長制度の概要

町会長・副町会長は非常勤特別職の地方公務員として、住みよい地域づくりのため、地域と行政を結ぶパイプ役を担っています。町会長・副町会長は各町会に1人ずつ、町会内の住民の中から推薦された方を市長が委嘱します。任期は2年です。

推薦の方法

町会長・副町会長の推薦にあたっては、町会内の会議や、立候補者を募るなど、住民の総意が反映される方法により候補者を推薦していただきます。

各委員の任期満了に伴う改選

平成31年3月31日には、次の各委員も任期が満了し、改選となります。各町会に各種委員の推薦を依頼していますので、ご協力をお願いします。

・統計調査員
総務課 ☎225

・選挙事務協力員
選挙管理委員会 ☎221

・環境施策推進市民会議推進員
環境課 ☎242

・母子保健推進員
健康増進センター
☎049-252-3771

・交通安全母の会会員
交通・管理課 ☎408

・スポーツ推進委員
生涯学習課 ☎636

- ①町会内住民からの市への要望などの取りまとめや連絡
- ②市からの連絡や情報の伝達
- ③町会内の円滑な運営のための連絡調整
- ④市や公的機関が発行する文書などの回覧
- ⑤日本赤十字社社員増強運動(社資募集)や共同募金、社会福祉協議会会員会費、交通災害共済の取りまとめなど
- ⑥民生・児童委員、統計調査員、選挙事務協力員、母子保健推進員などの各種委員の推薦
- ⑦防犯大会・防災訓練および研修、交通安全キャンペーンの参加など

受賞おめでとうございます

長年にわたる各分野での功績を称えられ、栄誉に輝かれました。

県知事表彰

地方公務員として地方自治の発展に貢献されました。



奥村 敬一さん

シラコバト賞

スポーツを通し、健やかな心身を育てる活動に貢献されました。



押田 一さん

食育活動を通し、健やかな心身を育てる活動に貢献されました。



佐藤 冬子さん

緑地保全の活動を通し、住みよいふるさとをつくる活動に貢献されました。



柳田 政男さん

納税関係団体の役員として、納税意識の高揚に貢献されました。



木内 教夫さん

地域の高齢者の親睦を深め、健やかな心身を育てる活動に貢献されました。



針ヶ谷ふれあいサロン

地域の公園環境整備を通し、住みよいふるさとをつくる活動に貢献されました。



なかよし公園を育てる会

市ホームページをリニューアルします

新ホームページアドレス <https://www.city.fujimi.saitama.jp/>

問合せ／秘書広報課 ☎241

公開開始

1月25日(金)

※正午ごろを予定していますが、更新に時間がかかる場合があります。



リニューアル後はスマートフォンでも見やすい画面になります(上の画像はサンプル)。

誰もが見やすく、使いやすいホームページを目指し、リニューアルします。

リニューアル内容

・スマートフォンやタブレットなどのモバイル端末の画面サイズにに応じて、自動的にデザイン構成が変わります。

・文字の拡大や色の変更、音声読み上げなどのサポートツールを導入し、5か国語(英語、中国語、韓国語、タガログ語、ベトナム語)に対応します。

・情報を見つけやすく探しやすいデザインのトップページにします。

・市のPRや子育てについての特設サイトを作成し、市の魅力を発信します。

・より安全に利用できるよう、すべてのページの通信を暗号化します。

・災害の規模に応じて、緊急情報を安定的に分かりやすく表示します。

リニューアルに伴うお願い

お気に入りなどにホームページの個別ページを登録している場合や印刷物などに市ホームページのURLを掲載している場合は、新しいURLに変更をお願いします。



2月18日(月)～3月15日(金) 市・県民税の申告相談受付

問合せ/税務課 市民税係 ☎352

今年の申告期限は3月15日(金)です。申告書は郵送でも提出できます。ご自身で申告書を記入し、必要な書類を添えて郵送してください。なお、添付された書類は返却できません。

申告が必要な方

平成31年1月1日現在、市内在住で、平成30年中に所得があった方
※平成30年中に所得がなかった方でも児童手当など各種手当の申請をされる方、国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方、非課税証明書が必要な方などは申告が必要です。

申告が不要な方

① 給与または公的年金等の所得のみで、支払先から市役所に支払報告書が提出されており、追加する控除がない方

申告に必要なもの

- ① 市・県民税申告書、印鑑
- ② マイナンバー(個人番号)カードまたは個人番号確認書類と身元確認書類(マイナンバー)の記載について「11ページ参照」
- ③ 収入が分かるもの
 - ・ 給与や公的年金等の源泉徴収票
 - ・ 支払調書
 - ・ 収入と経費のわかる帳簿・書類 など
- ④ 控除が分かるもの
 - ・ 社会保険料の領収書
 - ・ 生命・地震保険料の控除証明書
 - ・ 寄附金の領収書
 - ・ 障害者手帳や学生証

- ・ 医療費通知(健康保険組合などが発行する医療費の額などを通知する書類)
- ・ 医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書(※)
- ※ 医療費控除とセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)は、どちらか一方の選択適用となります。

※セルフメディケーション税制を選択する方は、一定の取組みを行ったことを明らかにする書類(健康診断や予防接種などの領収書や結果通知表)も必要です。

申告書の送付

市役所から市・県民税申告書を1月中旬以降に送付します。申告が必要な方で届かない場合はご連絡ください。

※市・県民税申告書は税務課、各出張所、交流センターに1月中旬以降配置します。

書類の提示と添付について

職員と対面して申告する場合は、添付を省略できる書類がありますが、郵送の場合は書類の添付が必要です。

次の書類は事前に作成し、お持ちください

- ・ 医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書
- ・ 収支内訳書(営業等・農業・不動産所得などがある方)
- ※ 昨年の収支内訳書の控えをお持ちの方はご持参ください。

市・県民税の申告に関する詳細は、申告書に同封する「申告の手引き」に記載しています。

市・県民税申告相談会場で申告する際の留意事項

申告相談会場では、簡易な所得税の確定申告も受け付けますが、内容によっては申告を受けられない場合があります。

下記に該当する方は川越税務署で申告してください

- 青色申告 ● 住宅借入金等特別控除 ● 特定増改築・住宅特定改修・住宅耐震改修・認定住宅にかかる控除申告
 - 土地・建物・株式の譲渡、退職、先物取引等の分離課税申告
 - 災害関連の控除申告 ● 特定支出控除の申告 ● 更正の請求、修正申告、過年分の申告 をされる方
- ※給与や年金の源泉徴収票がない方や報酬などの支払調書がない方の申告も市では受けられません。川越税務署へ連絡し、申告してください(給与明細などの収入が分かる書類がある場合、市・県民税の申告のみ受け付けますが、その場合、所得税の還付などは受けられません)。

申告期間中のお願い：申告期間中、担当職員は申告会場で従事しているため、税務課での問合せには即答できないことがあります。また、確定申告に関する問合せは、川越税務署(☎049-235-9411)へお願いします。

市・県民税申告相談日程表 ～簡易な所得税の確定申告も受け付けます～

受付日時	会場
2/18(月)～20(水) 8:30～15:30	市役所 2階会議室
2/21(木) 9:00～15:30	水谷東公民館
2/22(金) 9:00～15:30	水谷公民館
2/25(月) 9:00～15:30	ふじみ野交流センター
2/26(火)・27(水) 9:00～15:30	鶴瀬西交流センター
2/28(木)・3/1(金) 9:00～15:30	みずほ台コミュニティセンター
3/4(月)～15(金) 8:30～15:30	市役所 2階会議室

土・日曜を除く。ただし、3/10(回)は受け付けます。

※受付開始前は会場に入れない場合があります。
※市役所(2/18(月)・19(火)・3/4(月)・10(日)・11(月))と鶴瀬西交流センター、みずほ台コミュニティセンターの初日は、特に混雑が予想されます。
※市役所以外の会場は車での来場はご遠慮ください。



川越税務署からの確定申告のお知らせ

問合せ／川越税務署 ☎049-235-9411(自動音声案内)

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告受付日程

期間	<p>2月18日(月)～3月15日(金) (土・日曜、祝日を除く)</p> <p>※ 2月24日(日)・3月3日(日)は受け付けます。 ※ 2月15日(金)までは確定申告会場は開設していません。</p>
時間	<p>相談受付：午前8時30分～午後4時 (提出は午後5時まで)</p> <p>相談開始：午前9時～</p> <p>※相談内容が複雑な場合は午後3時ごろまでにお越しください。相談が午後5時を過ぎる場合には再度お越しいただく場合があります。 ※混雑時は受付を早めに締め切ることがあります。</p>

川越税務署

会場

JR南古谷駅から徒歩約7分。駐車場に限りがありますので、車での来署はご遠慮ください。

「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、「確定申告書等作成コーナー」でIDとパスワードを入力すればe-Taxで申告することができます。

申告書の作成は便利なホームページで

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すると自宅などで確定申告書が作成できます。e-Taxで送信するか印刷した書面を送付してご提出ください。

提出先／川越税務署
〒350-8666 川越市並木452-2

年金受給者の申告不要制度について

公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ公的年金等から生じる雑所得以外の所得の合計金額が20万円以下の場合には、所得税の確定申告書の提出は不要です。なお、この制度に該当する場合でも次の点にご注意ください。

- 医療費控除などによる所得税の還付を受けるには確定申告が必要です。
- 公的年金等から生じる雑所得以外の所得がある場合には、市・県民税の申告が必要です。

マイナンバーの記載について

申告書には申告者本人、控除対象配偶者、扶養親族などのマイナンバーの記載が必要です。また、番号法の規定により、申告者の本人確認ができる書類(番号確認書類・身元確認書類)の提示(郵送の場合は写しの添付)が必要です。

※控除対象配偶者、扶養親族などの本人確認ができる書類の提示は不要です。

※マイナンバーカードを利用して電子申告する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません。

番号確認書類

マイナンバーカード、通知カードなど

身元確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、健康保険などの被保険者証など

確定申告などに関する問合せ

国税庁ホームページ

「タックスアンサー」、「確定申告特集」

川越税務署

☎049-235-9411(自動音声案内)

※添付書類の確認など、確定申告の内容に関する問合せは川越税務署にお願いします。

e-Tax・作成コーナーの操作などに関する問合せ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎0570-015901

月～金曜(祝日および12月29日～1月3日を除く)





介護保険に関する平成30年分の税の所得控除

問合せ／高齢者福祉課 ☎393

要介護認定者の障害者控除

平成30年12月末現在65歳以上の方で次に該当する方

要介護2または3の方

普通障害者控除

要介護4または5の方

特別障害者控除

控除を受ける方は、高齢者福祉課で証明書を発行しますので、申告の際に添付してください。

※身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、手帳の写しを申告書に添付することで控除が受けられます。

介護保険料の社会保険料控除

平成30年1月～12月に納めた介護保険料は、社会保険料控除の対象となります。納めた保険料額を次の①～③で確認し、申告の際に提示してください。なお、口座振替で介護保険料を納めた方には、1月中旬に「納付済額のお知らせ」を送付する予定です。口座振替以外の方法で納めた方で、お知らせが必要な方は高齢者福祉課にご連絡ください。

①年金天引きで納めた方

平成30年分の年金の源泉徴収票の社会保険料の金額が対象額です。

※源泉徴収票の社会保険料の金額には、国民健康保険や後期高齢者医療保険の保険税(料)額が合算されている場合があります。

※年金天引きの介護保険料は、本人以外申告することができません。

②納付通知書で納めた方

平成30年中に納めた合計額が対象額です。

③年金天引きと納付通知書の両方で納めた方

①②の合計額が対象額です。

おむつ代の医療費控除

寝たきり状態などの方のおむつ代は、かかりつけ医師が発行する「おむつ使用証明書」の添付により、医療費控除の対象となります。

ただし、次の①～③の要件をすべて満たす方は、「おむつ使用証明書」に代えて市が発行する証明書の添付により医療費控除が受けられます。該当する場合は高齢者福祉課で証明書を発行しますので申請してください。

①要介護認定を受けていること
②おむつ代の医療費控除の申請が2年目以降であること

③介護保険法に基づく主治医意見書により、おむつの使用の必要性が認められること

※医療費控除の申告額は、高額介護サービス費や利用者負担補助金などの、自己負担額に対する補てんとして支給された額を差し引いて申告する必要があります。

介護サービス自己負担額の医療費控除

平成30年1月～12月に支払った介護サービスの自己負担額は、利用したサービスの種類に応じて左表のとおり医療費控除の対象となる場合があります。

	医療費控除の対象となる介護サービス	対象となる額
施設	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	施設サービス費と食費・居住費に係る自己負担額の合計の1/2の額
	介護老人保健施設(老人保健施設)など	施設サービス費と食費・居住費に係る自己負担額の合計額
居住	医療系介護サービス(訪問看護・訪問リハなど)	サービスの対価として支払った自己負担額

※福祉系介護サービス(通所介護、訪問介護(一部を除く)など)は、上記医療系介護サービスと一緒に利用した場合のみ控除対象



水道管の凍結に注意

問合せ／水道課 ☎525

気温が氷点下4℃以下になると水道管が凍結しやすくなります。屋外で次のような場所は水道管が凍りやすいので、早めに凍結防止の準備をお願いします。

- むき出しになっている場所
- 家の北側などで、日の当たらない場所
- 風当たりの強い場所

凍結防止方法

むき出しになっている水道管や蛇口に保温材・布きれなどを巻き付ける。
凍結してしまったときは

凍結した部分にタオルや布をかぶせて、ぬるま湯をゆっくりかけてようすをみてください。

※熱湯を急にかけると破損の原因となります。

破損してしまったら

水道メーターボックス内の止水栓を閉めて、水道業者へ修理を依頼してください(修理代自己負担)。



国民健康保険加入者・後期高齢者医療制度被保険者の方へ ～所得の有無にかかわらず所得税、市・県民税の申告をしてください～

問合せ／保険年金課 国保税係 ☎316 老人医療係 ☎311

国民健康保険加入者

被保険者および世帯主の方のうち、16歳以上（平成31年4月1日時点）の方は、所得の有無にかかわらず、申告期間内に所得税や市・県民税の申告をしてください。申告をしていないと、所得が軽減基準に該当していても、国民健康保険税が軽減されません。

※所得税や市・県民税の扶養親族になっている方は、申告する必要はありませんが、国民健康保険税申告書の提出が必要な場合があります（提出が必要な世帯には、5月下旬に申告書を郵送する予定です）。

後期高齢者医療制度被保険者

被保険者および世帯主の方は、申告期間内に所得税や市・県民税の申告をしてください。収入が無い場合でも申告をしないと、保険料の軽減が受けられません。

また、住民税非課税世帯の場合であっても同一世帯内で、被保険者および世帯主以外にも申告をしていない方がいると、後期高齢者医療制度では、医療費（自己負担額）の軽減が正しく受けられませんので、世帯全員の方の申告をしてください。

共通事項

平成30年中に納めた保険税（料）は確定申告（市・県民税申告）の際、社会保険料控除の対象となります。口座振替で納付された方は、1月末までに「納付済額のお知らせ」を郵送します。



光回線サービスの勧誘トラブルに注意

問合せ／消費生活センター ☎049-252-7181

「光回線サービスの勧誘を受け、契約している事業者のサービス変更だと思ひ、了承したら、別の事業者との契約だった」、月額料金が安くなると言われたのに、契約した覚えのないオプションが追加され、前よりも高くなった」など、光回線サービスの勧誘・契約に関するトラブルの相談が多く寄せられています。

【消費者へのアドバイス】

●平成27年2月1日から、NTT東日本およびNTT西日本が光回線サービスの卸売りを開始しました。これに伴い、卸売りを受けた事業者（光コラボレーション事業者）が光回線を借り受け、独自の料金・契約形態で販売しています。これは光コラボレーション事業者との契約であり、NTT東西との契約ではありません。別事業者との契約になることを明言せずに勧誘する場合がありますので、注意しましょう。

●勧誘されても急いで契約せず、事業者の名称や連絡先、契約内容をきちんと確認しましょう。

●勧誘された事業者の契約内容と現在の事業者の契約内容を、落ち着いてよく比較・検討しましょう。

●電気通信事業法の「初期契約解除制度」の期間内であれば、違約金を支払わずに解約できますが、事務手数料は支払う必要があります。解約希望の場合は、すぐに契約した事業者に申し出ましょう。

相談事例

現在利用している大手電話会社の代理店を名乗る業者が訪ねてきた。

「光回線を利用した新サービスです。今までより月額料金が安くなり、通信速度も速くなります。今月までのお得なサービスでご近所は皆さん申し込んでいます」と勧誘され、急いで申し込んだ。

後日届いた契約書を確認したところ別事業者との契約になっていて、現在利用中の回線とプロバイダを解約しなければならないことが分かった。勧誘時にそのような説明は一切なかったため解約を申し出たところ、高額な解約料がかかると言われた。元の契約に戻したい。

困ったときはすぐに消費生活センターにご相談ください。

相談日／月～金曜
相談時間／午前10時～正午、午後1時～3時30分



給水装置工事事業者	区分	住所・電話番号
S Dセンター(株)	新規	さいたま市見沼区南中丸289-9 メゾン・ド・ルミエール I 211号 ☎048-685-9233
(株)光和設備工業	新規	さいたま市桜区西堀4-9-17 ☎048-839-9611
(有)アキシン工業	変更前	川越市今福730
	変更後	川越市砂新田113-12 ☎049-248-0590

新規登録、変更された給水装置工事事業者をお知らせします。



問合せ／水道課 ☎525
工事指定業者給水



上下水道に異常があるとき 1・2月の当番店

問合せ／水道課 ☎525 下水道課 ☎427

宅地内で突発的な漏水や下水管のつまりなどが発生したときは、市が指定する下記の当番店または管工事業協同組合事務所に修理を依頼してください(修理代自己負担)。
※工事店の都合により、当番店が変更することがあります。
※マンション・アパートなどは管理者へ連絡してください。

1月				2月			
日	曜日	工事店名	電話番号	日	曜日	工事店名	電話番号
1	祝	(有)岡部ポンプ店 (有)三枝鉄工所	049-251-5418 049-254-2036	1	金	(有)中川建設	049-261-0574
2	水	(有)斉藤水道工業所 (有)富田設備工業所	049-251-1363 049-251-1046	2	土		
3	木	(有)富田設備工業所 (有)斉藤水道工業所	049-251-1046 049-251-1363	3	日	(株)三栄工業	049-251-0719
4	金	(有)秋山設備 (有)松崎工業所	049-251-5794 049-251-3961	4	月		
5	土	(有)松崎工業所 (有)秋山設備	049-251-3961 049-251-5794	5	火	協和工業(株)	049-252-2188
6	日	協和工業(株) (株)三栄工業	049-252-2188 049-251-0719	6	水		
7	月	(株)三栄工業 協和工業(株)	049-251-0719 049-252-2188	7	木	岩田工業所	048-472-1026
8	火			8	金		
9	水	(有)篠田設備	049-252-0858	9	土	(有)篠田設備	049-252-0858
10	木			10	日		
11	金	(有)吉見水道	049-251-8387	11	祝	(有)吉見水道	049-251-8387
12	土			12	火		
13	日	(有)中川建設	049-261-0574	13	水	(有)中川建設	049-261-0574
14	祝			14	木		
15	月	(有)中川建設	049-261-0574	15	金	(有)秋山設備	049-251-5794
16	水	岩田工業所	048-472-1026	16	土		
17	木			17	日	(有)松崎工業所	049-251-3961
18	金	(有)武井設備	049-258-3525	18	月		
19	土			19	火	(有)武井設備	049-258-3525
20	日			20	水		
21	祝	(有)中川建設	049-261-0574	21	木	(有)神保水道	049-253-3515
22	月			22	金		
23	火	岩田工業所	048-472-1026	23	土	(有)高野水道工業所	049-251-3937
24	水			24	日		
25	木	(有)武井設備	049-258-3525	25	月	(有)三枝鉄工所	049-254-2036
26	金			26	火		
27	土	(有)神保水道	049-253-3515	27	水	(有)岡部ポンプ店	049-251-5418
28	日			28	木		
29	月	(有)高野水道工業所	049-251-3937				
30	火	(有)三枝鉄工所	049-254-2036				
31	水	(有)岡部ポンプ店	049-251-5418				

管工事業協同組合事務所
☎049-255-5611
(月～金曜午前9時～午後4時)



小・中・特別支援 学校入学説明会

問合せ／学校教育課 ☎626

今春、入学する児童・生徒の保護者を対象に説明会を行います。小学校の就学通知書は1月中旬に住民票の世帯主あてに郵送します。また、中学校の就学通知書は小学校を通じて配布します。次の方は、学校教育課へご連絡ください。

- 1月末までに就学通知書が届かない方
- 入学までに転居、転出する方
- 国・私立小学校などに入学する方
- やむを得ない理由により、就学させることができない方
- 就学通知書の内容に誤りがある方

平成31年度入学者説明会日程表				
	学校名	実施日	電話	
小学校	鶴瀬小	2月7日(木)	049-251-0149	
	水谷小	2月5日(火)	049-251-1130	
	南畑小	1月29日(火)	049-251-1139	
	関沢小	1月30日(水)	049-252-2886	
	勝瀬小	2月1日(金)	049-262-1065	
	水谷東小	2月5日(火)	049-252-3850	
	諏訪小	2月1日(金)	049-253-1451	
	みずほ台小	2月1日(金)	049-253-2981	
	針ヶ谷小	1月30日(水)	049-254-4482	
	ふじみ野小	2月5日(火)	049-267-2312	
	つるせ台小	1月29日(火)	049-251-2112	
	ふじみ野市立大井小	2月5日(火)	049-261-0242	
	中学校	富士見台中	2月13日(水)	049-251-0473
		本郷中	2月13日(水)	049-252-2889
東中		2月13日(水)	049-253-1555	
西中		2月13日(水)	049-252-4145	
勝瀬中		2月13日(水)	049-266-2503	
水谷中		2月13日(水)	049-254-5335	
ふじみ野市立大井中		2月8日(金)	049-261-0005	
富士見特別支援学校(小学部・中学部)	2月26日(火)	049-253-2820		
富士見特別支援学校(高等部)	2月28日(木)	049-253-2820		

※持ち物や時間などは通知書同封書類をご確認ください。